

令和4年度税制改正のポイント

個人所得課税

◎住宅借入金等有する場合の所得税額の特別控除（住宅ローン控除）

- 適用期限（令和3年12月31日）を**令和7年12月31日**まで**4年延長**する。
- 適用対象者の所得要件を**2,000万円以下**（現行：3,000万円以下）に**引き下げる**。

（認定住宅等以外の住宅の場合）

居住年	借入限度額	控除率	控除期間
改正前（消費税10%の場合）	4,000万円	1%	13年
令和4年・令和5年	3,000万円	0.7%	13年
令和6年・令和7年	2,000万円		10年

※既存住宅の取得又は住宅の増改築等における借入限度額は一律2,000万円と、控除期間は一律10年とする。

◎給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度の改組（中小企業の場合）

給与等の支給額が増加した場合の税額控除制度のうち新規雇用者に係る措置を改組する。

適用時期：**令和4年4月1日から令和6年3月31日**までの間に開始する事業年度

	適用要件	税額控除	上乗せ	最大税額控除	控除上限
改正前	雇用者給与等支給額が前期比で 1.5%以上 増加	雇用者給与等支給額の対前年度増加額×15%	雇用者給与等支給額が前期比2.5%及び、適用年度の教育訓練費が前期比 1.0%以上 増加→ 1.0%加算	最大25%	適用年度の法人税額の20%
改正後	変更なし	同上	雇用者給与等支給額が前期比 2.5%以上 増加→ 1.5%加算	最大40%	適用年度の法人税額の20%（改正なし）
			適用年度の教育訓練費の額が前期比 1.0%以上 増加→ 1.0%加算		

※設立事業年度は本制度の適用対象外となる。

◎交際費等の損金不算入制度

- 中小法人に係る損金算入の特例

適用期限を**2年延長**する（**令和6年3月31日**まで）。

※中小法人の定額控除限度額（年800万円）までの損金算入の特例とは、中小法人は、支出する交際費等の額のうち定額控除限度額（年800万円）までは損金の額に算入できるとする特例をいう。

◎子会社等からの配当に係る源泉所得税を廃止

以下の会社からの配当については、所得税の源泉徴収を行わないこととする。適用時期としては、令和5年10月1日以降に支払いをすべき配当について適用する。

- 完全子法人株式会社等（100%保有の子会社）
- 基準日に置いて直接保有する株式等の保有割合が3分の1超である子会社

◎直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等

- 令和3年12月31日までの適用期限を**令和5年12月31日**まで**2年間延長**する。
- 非課税限度額は、住宅用家屋の取得等に係る契約の締結時期にかかわらず、住宅取得等資金の贈与を受けて新築等をした次に掲げる住宅用家屋の区分に応じ、それぞれ次に定める金額とする。

	省エネ住宅等質の高い住宅		左記以外の住宅用家屋	
	令和2年4月～令和3年12月	令和4年1月～令和5年12月	令和2年4月～令和3年12月	令和4年1月～令和5年12月
消費税の税率10%が適用される住宅用家屋の新築等	1,500万円	1,000万円	1,000万円	500万円
上記以外の住宅用家屋の新築等（税率8%適用の場合や個人間売買等の場合）	1,000万円	1,000万円	500万円	500万円

③適用対象となる既存住宅用家屋の要件について、築数年要件を廃止するとともに、新耐震基準に適合している住宅用家屋（登記簿上の建築日付が昭和57年1月1日以降の家屋については、新耐震基準に適合している住宅用家屋とみなす）であることを加える。

④受贈者の年齢要件を現行20歳以上から**18歳以上に引下げる**（令和4年4月1日以後の贈与から適用）。

◎印紙税の税率の特例措置

不動産の譲渡に関する契約書等に係る印紙税の税率の特例措置の令和4年3月31日までの適用期限を

令和6年3月31日まで**2年延長**する。

資産課税

その他、令和4年度税制改正の詳しい内容につきましては、当事務所スタッフまでお問い合わせください。

『令和3年年末調整セミナー』を オンライン形式で開催いたしました！

令和3年11月26日(金)に「年末調整セミナー」を、Zoomを利用したオンライン形式で開催いたしました。インターネット環境が必須となりますが、会場開催と比較して移動の手間が無いといったメリットがあります。

今後は税制改正セミナー等についても会場開催に加え、オンライン形式での開催も予定しています。



Windows 8 (8.1) のサポート終了まで1年を切りました！

マイクロソフト社より2023年1月10日をもってWindows 8 (8.1) のサポート終了の告知が案内されており、セキュリティ対策上重要な「セキュリティ更新プログラム」が提供されなくなります。

⚠ サポート終了による影響

1. セキュリティ上の危険性が増します

インターネット、メールのご利用が危険な状態になります。また、個人情報盗まれる、他のパソコンへの攻撃の踏台として悪用されるなどの恐れがあります。

2. パソコン用アプリケーション(ソフトウェア)、周辺機器の最新版が利用できなくなる可能性があります

今後発売されるアプリケーション(ソフトウェア)や周辺機器が、Windows 8 (8.1) に非対応となり、利用できなくなる可能性があります。



Windows10 または Windows11 のパソコンへの移行が必要になります。



お早目に移行をご検討いただきますようお願い致します。

TKCシステムの Windows11 対応に関するご案内 (インターネット・バンキングをご利用の場合の注意点)

マイクロソフト社は、2021年10月5日に Windows11の提供を開始しました。

TKCシステムは、Windows11 搭載パソコンでご利用いただけます。

しかし、Windows11ではインターネット・エクスプローラー(以下、IE)が搭載されていないため、IEだけ動作保証しているインターネットバンキングを利用できない問題が判明しています。

■Windows11の問題点

①一部の金融機関において、インターネットバンキングが利用できません。

②TKCシステムにおいてFX・SXシリーズの銀行信販データ受信機能が利用できません。

※インターネットバンキングを利用するため



インターネットバンキングをご利用の場合は、ご利用の金融機関が対応するまで Windows11 搭載パソコンのご利用はお待ちいただくことをお勧めします。

パソコンの移行についてのご質問やお見積りのご依頼については、(有)オフィスサポートアオヤマまで！